

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成17年6月23日(2005.6.23)

【公開番号】特開2003-122737(P2003-122737A)

【公開日】平成15年4月25日(2003.4.25)

【出願番号】特願2001-312945(P2001-312945)

【国際特許分類第7版】

G 06 F 17/21

【F I】

G 06 F 17/21 5 3 6

G 06 F 17/21 5 3 0 E

G 06 F 17/21 5 3 0 K

G 06 F 17/21 5 4 2 A

G 06 F 17/21 5 6 2 C

【手続補正書】

【提出日】平成16年10月7日(2004.10.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

選択されたディジタルコンテンツの出力レイアウトを決定して出力用ディジタルコンテンツを作成するコンテンツ作成手段を備え、前記コンテンツ作成手段は、前記選択されたディジタルコンテンツを構成する掲載情報を、レイアウト領域に配置された情報格納枠に格納することにより前記出力用ディジタルコンテンツを作成するシステムであって、

前記情報格納枠の格納情報量に対して影響を及ぼすことがあるパラメータについてその値の変更許容範囲が設定可能であり、

前記コンテンツ作成手段は、前記パラメータのうち前記変更許容範囲が設定された特定パラメータの値をその変更許容範囲内で変更して前記情報格納枠の格納情報量を調整するようになっていることを特徴とするディジタルコンテンツ作成システム。

【請求項2】

ディジタルコンテンツを記憶するためのコンテンツ記憶手段と、前記コンテンツ記憶手段のなかから前記ディジタルコンテンツを選択するコンテンツ選択手段と、前記コンテンツ選択手段で選択したディジタルコンテンツの出力レイアウトを決定して出力用ディジタルコンテンツを作成するコンテンツ作成手段とを備え、前記コンテンツ作成手段は、前記選択したディジタルコンテンツを構成する掲載情報を、レイアウト領域に配置された情報格納枠に格納することにより前記出力用ディジタルコンテンツを作成するシステムであって、

前記情報格納枠の格納情報量に対して影響を及ぼすことがあるパラメータについてその値の変更許容範囲が設定可能であり、

前記コンテンツ作成手段は、前記パラメータのうち前記変更許容範囲が設定された特定パラメータの値をその変更許容範囲内で変更して前記情報格納枠の格納情報量を調整するようになっていることを特徴とするディジタルコンテンツ作成システム。

【請求項3】

請求項2において、

複数の前記パラメータについて前記変更許容範囲がそれぞれ設定可能であり、

前記コンテンツ作成手段は、前記パラメータの変更のうち許容されるすべての変更のなかで前記情報格納枠の格納情報量が最大となるときの当該格納情報量を限度として、前記情報格納枠に前記掲載情報が可能な限り格納できるように、前記複数の特定パラメータのうち値を保持すべき重要度が低いパラメータほど優先的にその値をその変更許容範囲内で変更するようになっていることを特徴とするディジタルコンテンツ作成システム。

【請求項4】

請求項3において、

前記掲載情報は、文字情報であり、前記複数の特定パラメータのうちの一つには、前記情報格納枠のフォントサイズの設定に関するフォントパラメータを含み、

前記フォントパラメータの変更許容範囲として下限値を設定しておくことを特徴とするディジタルコンテンツ作成システム。

【請求項5】

請求項4において、

前記複数の特定パラメータのうちの一つには、前記情報格納枠の行数又は1行当たりの文字数の設定に関する文字間隔パラメータを含み、

前記文字間隔パラメータの変更許容範囲として上限値を設定しておくことを特徴とするディジタルコンテンツ作成システム。

【請求項6】

請求項3において、

前記掲載情報は、文字情報であり、前記複数の特定パラメータのうちの一つには、前記情報格納枠の行数又は1行当たりの文字数の設定に関する文字間隔パラメータを含み、

前記文字間隔パラメータの変更許容範囲として上限値を設定しておくことを特徴とするディジタルコンテンツ作成システム。

【請求項7】

請求項5において、

前記フォントパラメータを、前記文字間隔パラメータよりも前記重要度が低いパラメータとして指定しておくことを特徴とするディジタルコンテンツ作成システム。

【請求項8】

請求項7において、

前記コンテンツ作成手段は、前記フォントパラメータについてその変更許容範囲内で取り得るいかなる変更によっても前記情報格納枠に前記掲載情報が格納できないときは、前記文字間隔パラメータの値を所定値上げて、前記フォントパラメータの値を変更するようになっていることを特徴とするディジタルコンテンツ作成システム。

【請求項9】

請求項5において、

前記文字間隔パラメータを、前記フォントパラメータよりも前記重要度が低いパラメータとして指定しておくことを特徴とするディジタルコンテンツ作成システム。

【請求項10】

請求項9において、

前記コンテンツ作成手段は、前記文字間隔パラメータについてその変更許容範囲内で取り得るいかなる変更によっても前記情報格納枠に前記掲載情報が格納できないときは、前記フォントパラメータの値を所定値下げて、前記文字間隔パラメータの値を変更するようになっていることを特徴とするディジタルコンテンツ作成システム。

【請求項11】

請求項5において、

ユーザに関するユーザ情報を記憶するためのユーザ情報記憶手段を備え、前記ユーザ情報は、前記フォントパラメータ及び前記文字間隔パラメータのいずれかを前記重要度が低いパラメータとして指定する重要度指定情報を含み、

前記コンテンツ作成手段は、前記ユーザ情報記憶手段のユーザ情報に含まれる重要度指定情報に基づいて、前記フォントパラメータ及び前記文字間隔パラメータのいずれかの値

を優先的に変更するようになっていることを特徴とするディジタルコンテンツ作成システム。

【請求項 1 2】

請求項 5において、

ユーザに関するユーザ情報を記憶するためのユーザ情報記憶手段を備え、前記ユーザ情報は、前記フォントパラメータの下限値を前記変更許容範囲として指定する範囲指定情報を含み、

前記コンテンツ作成手段は、前記ユーザ情報記憶手段のユーザ情報に含まれる範囲指定情報に基づいて、前記フォントパラメータの値を変更するようになっていることを特徴とするディジタルコンテンツ作成システム。

【請求項 1 3】

請求項 5において、

ユーザに関するユーザ情報を記憶するためのユーザ情報記憶手段を備え、前記ユーザ情報は、前記文字間隔パラメータの上限値を前記変更許容範囲として指定する範囲指定情報を含み、

前記コンテンツ作成手段は、前記ユーザ情報記憶手段のユーザ情報に含まれる範囲指定情報に基づいて、前記文字間隔パラメータの値を変更するようになっていることを特徴とするディジタルコンテンツ作成システム。

【請求項 1 4】

請求項 2 乃至 1 0 のいずれかにおいて、

ユーザに関するユーザ情報を記憶するためのユーザ情報記憶手段を備え、

前記コンテンツ選択手段は、前記ユーザ情報記憶手段のユーザ情報に基づいて、前記コンテンツ記憶手段のなかから前記ディジタルコンテンツを選択するようになっていることを特徴とするディジタルコンテンツ作成システム。

【請求項 1 5】

請求項 2 乃至 1 0 のいずれかにおいて、

ユーザに関するユーザ情報を記憶するためのユーザ情報記憶手段を備え、

前記コンテンツ作成手段は、前記ユーザ情報記憶手段のユーザ情報に基づいて、前記コンテンツ選択手段で選択したディジタルコンテンツの出力レイアウトを決定するようになっていることを特徴とするディジタルコンテンツ作成システム

。

【請求項 1 6】

請求項 1 1 乃至 1 3 のいずれかにおいて、

前記コンテンツ選択手段は、前記ユーザ情報記憶手段のユーザ情報に基づいて、前記コンテンツ記憶手段のなかから前記ディジタルコンテンツを選択するようになっていることを特徴とするディジタルコンテンツ作成システム。

【請求項 1 7】

請求項 1 1 乃至 1 3 のいずれかにおいて、

前記コンテンツ作成手段は、前記ユーザ情報記憶手段のユーザ情報に基づいて、前記コンテンツ選択手段で選択したディジタルコンテンツの出力レイアウトを決定するようになっていることを特徴とするディジタルコンテンツ作成システム。

【請求項 1 8】

コンピュータに、コンテンツ作成手段として実現される処理を実行させるためのプログラムであって、

前記情報格納枠の格納情報量に対して影響を及ぼすことがあるパラメータについてその値の変更許容範囲が設定可能であり、

前記コンテンツ作成手段は、前記パラメータのうち前記変更許容範囲が設定された特定パラメータの値をその変更許容範囲内で変更して前記情報格納枠の格納情報量を調整するようになっていることを特徴とするディジタルコンテンツ作成プログラム。

【請求項 1 9】

コンピュータに、コンテンツ作成手段として実現される処理を実行させるためのプログラムであって、

前記情報格納枠の格納情報量に対して影響を及ぼすことがあるパラメータについてその値の変更許容範囲が設定可能であり、

前記コンテンツ作成手段は、前記パラメータのうち前記変更許容範囲が設定された特定パラメータの値をその変更許容範囲内で変更して前記情報格納枠の格納情報量を調整するようになっていることを特徴とするディジタルコンテンツ作成プログラム。

【請求項 20】

選択されたディジタルコンテンツの出力レイアウトを決定して出力用ディジタルコンテンツを作成するコンテンツ作成ステップを含み、前記コンテンツ作成ステップは、前記選択されたディジタルコンテンツを構成する掲載情報を、レイアウト領域に配置された情報格納枠に格納することにより前記出力用ディジタルコンテンツを作成する方法であって、

前記情報格納枠の格納情報量に対して影響を及ぼすことがあるパラメータについてその値の変更許容範囲が設定可能であり、

前記コンテンツ作成ステップは、前記パラメータのうち前記変更許容範囲が設定された特定パラメータの値をその変更許容範囲内で変更して前記情報格納枠の格納情報量を調整することを特徴とするディジタルコンテンツ作成方法。

【請求項 21】

コンテンツ記憶手段のなかから前記ディジタルコンテンツを選択するコンテンツ選択ステップと、前記コンテンツ選択ステップで選択したディジタルコンテンツの出力レイアウトを決定して出力用ディジタルコンテンツを作成するコンテンツ作成ステップとを含み、

前記コンテンツ作成ステップは、前記選択されたディジタルコンテンツを構成する掲載情報を、レイアウト領域に配置された情報格納枠に格納することにより前記出力用ディジタルコンテンツを作成する方法であって、

前記情報格納枠の格納情報量に対して影響を及ぼすことがあるパラメータについてその値の変更許容範囲が設定可能であり、

前記コンテンツ作成ステップは、前記パラメータのうち前記変更許容範囲が設定された特定パラメータの値をその変更許容範囲内で変更して前記情報格納枠の格納情報量を調整することを特徴とするディジタルコンテンツ作成方法。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

【課題を解決するための手段】

上記目的を達成するために、本発明に係る請求項1記載のディジタルコンテンツ作成システムは、選択されたディジタルコンテンツの出力レイアウトを決定して出力用ディジタルコンテンツを作成するコンテンツ作成手段を備え、前記コンテンツ作成手段は、前記選択されたディジタルコンテンツを構成する掲載情報を、レイアウト領域に配置された情報格納枠に格納することにより前記出力用ディジタルコンテンツを作成するシステムであって、前記情報格納枠の格納情報量に対して影響を及ぼすことがあるパラメータについてその値の変更許容範囲が設定可能であり、前記コンテンツ作成手段は、前記パラメータのうち前記変更許容範囲が設定された特定パラメータの値をその変更許容範囲内で変更して前記情報格納枠の格納情報量を調整するようになっている。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0022

【補正方法】変更

【補正の内容】**【0022】**

さらに、本発明に係る請求項2記載のデジタルコンテンツ作成システムは、デジタルコンテンツを記憶するためのコンテンツ記憶手段と、前記コンテンツ記憶手段のなかから前記デジタルコンテンツを選択するコンテンツ選択手段と、前記コンテンツ選択手段で選択したデジタルコンテンツの出力レイアウトを決定して出力用デジタルコンテンツを作成するコンテンツ作成手段とを備え、前記コンテンツ作成手段は、前記選択したデジタルコンテンツを構成する掲載情報を、レイアウト領域に配置された情報格納枠に格納することにより前記出力用デジタルコンテンツを作成するシステムであって、前記情報格納枠の格納情報量に対して影響を及ぼすことがあるパラメータについてその値の変更許容範囲が設定可能であり、前記コンテンツ作成手段は、前記パラメータのうち前記変更許容範囲が設定された特定パラメータの値をその変更許容範囲内で変更して前記情報格納枠の格納情報量を調整するようになっている。